

J A 伊豆の国平成23年度上半期 経営状況のご案内

1 J Aの地域貢献

当J Aは、伊豆の国市・伊豆市・沼津市（戸田地区）を事業区域として、農業者や地域の皆様がお互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営される協同組織であり、農業・地域の活性化、振興、発展に資する地域金融機関です。

皆様からお預かりした貯金等の資金は、資金を必要とする組合員や地域の皆様などにご融資し、事業や暮らしのお手伝いをさせていただいております。

「たのしい、おいしい、たのもしい」をキャッチフレーズとして、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向け事業を展開し、農業や助け合い活動を通じて、地域社会や文化への貢献に努めています。

地域・文化への貢献活動

- ・食農教育活動（地元の子供たちや消費者を対象にした農業体験や地場産物の料理・加工教室）
- ・ニューファーマー（新規就農者）の支援
- ・地域環境保全活動（廃ビニール・プラスチックの回収、河川敷・海岸・道路の清掃）やエコ活動
- ・J A—I T 回覧板（携帯電話やパソコンを使った無料の電子連絡網）
- ・高齢者向けスポーツ（ゲートボール）大会の開催
- ・職場活性化運動「熱ツ運動」を通じ、農業や地域に貢献し、組合員や地域住民から愛されるJ Aを目指した活動

2 金融再生法開示債権(単体)

当J Aの金融再生法の開示区分に基づく債権額は次のとおりです。
今後も厳格な自己査定を実施し、資産の健全化に努めていきます。

(単位：百万円)

債 権 区 分	平成23年8月末	平成23年2月末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	665	667	△ 1
危険債権	525	351	174
要管理債権	0	0	0
合 計	1,191	1,018	173

注：1. 平成23年8月末の計数は、平成23年7月末を基準日として行った自己査定結果（債務者区分及び債権額）を基準としています。

2. 各債権の定義は次のとおりです。

- ① 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。信用事業に係る総与信（貸出金、信用未収利息、信用仮払金、債務保証見返、貸付有価証券、外国為替（以下、同様））のうち、自己査定で破綻先及び実質破綻先に区分されたものが該当します。
- ② 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権です。信用事業に係る総与信のうち、自己査定で破綻懸念先に区分されたものが該当します。
- ③ 「要管理債権」とは、3月以上延滞債権（元金又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）です。

3 単体自己資本比率(国内基準適用)

当J Aの自己資本比率は平成23年8月末19.85%程度と国内基準4%を大幅に上回る水準を維持しています。

平成23年8月末(見込み)	平成23年2月末
19.85%程度	19.97%

注：1. 自己資本比率とは、貸出金等の総資産に占める自己資本の割合を示すもので、経営の安全性、健全性等を表す代表的な指標です。国内のみで営業を行う金融機関には4%以上が求められています。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（出資金や利益準備金、積立金、剰余金などの合計額）} \times 100}{\text{リスク・アセット（当J Aの所有する預金や貸出金、有価証券その他の資産にそれぞれ定められた一定のリスク・ウエイトを掛けて計算した総額）} + \text{オペレーショナルリスク相当額}}$$

2. 平成23年8月末の自己資本比率の算出にあたり、仮決算の当期剰余金は法人税等見込み額控除前の数値を使用しています。信用リスク・アセットの一部は、平成23年7月末を基準として行った資産自己査定結果に基づいて計算しています。また、オペレーショナル・リスク相当額は、直近決算における数値を使用しています。